

情報通信審議会「2020-ICT基盤政策特別部会」 基本政策委員会における議論

- 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について
- 競争政策と電波政策との連携に関する議論
 - 第7回基本政策委員会(5/30開催)資料(抜粋)
 - 基本政策委員会委員からの主な意見

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について

1. 諮問理由

- 「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)等では、「世界最高水準のIT社会の実現」のための世界最高レベルの通信インフラの整備が掲げられており、その実現のために必要な制度見直し等の方向性について、2014年中に結論を得るとされている。
- 以上を踏まえ、2020年代に向けた情報通信の発展の動向を見据えた上で時代に即した電気通信事業の在り方の検討を行い、世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展による経済活性化・国民生活の向上を実現するため、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について諮問。

2. 答申を希望する事項

- (1) 2020年代に向けた情報通信の展望
- (2) 情報通信基盤を利用する産業の競争力強化のための電気通信事業の在り方
- (3) 情報通信基盤の利用機会の確保や安心・安全の確保のための電気通信事業の在り方
- (4) その他必要と考えられる事項

日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現**④ 世界最高レベルの通信インフラの整備**

圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す。

○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し

- ・NGN(Next Generation Network)のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証プロセスを本年夏から開始し、今年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、**電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について、来年中に結論を得る。**

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年11月施行)

附 則

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2020-ICT基盤政策特別部会 委員

部会長	山内 弘隆	一橋大学大学院 商学研究科 教授
部会長代理	徳田 英幸	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 委員長環境情報学部 教授
	相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
	磯部 悦男	株式会社三菱総合研究所 常務執行役員ソリューション部門長
	木場 弘子	キャスター・千葉大学 客員教授
	須藤 修	東京大学大学院 情報学環長・学際情報学府長
	住川 雅晴	株式会社日立製作所 顧問
	滝 久雄	株式会社ぐるなび 代表取締役会長
	谷川 史郎	株式会社野村総合研究所 取締役専務執行役員
	知野 恵子	読売新聞東京本社 編集委員
	新美 育文	明治大学 法学部 教授
	野間 省伸	株式会社講談社 代表取締役社長
	山根 香織	主婦連合会 会長
	米倉 誠一郎	一橋大学 イノベーション研究センター 教授

基本政策委員会 委員

主査	山内 弘隆	一橋大学大学院 商学研究科 教授
主査代理	相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
	石戸 奈々子	特定非営利活動法人CANVAS 理事長
	江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 法務部長
	酒井 善則	放送大学 特任教授 東京渋谷学習センター所長
	菅谷 実	慶應義塾大学 メディア・コミュニケーション研究所 教授
	砂田 薫	国際大学GLOCOM 主幹研究員・教授
	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	辻 正次	兵庫県立大学大学院 応用情報科学研究科 教授
	東海 幹夫	青山学院大学 名誉教授
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局次長
	新美 育文	明治大学 法学部 教授
	平野 祐子	主婦連合会 社会部
	舟田 正之	立教大学 名誉教授
	三友 仁志	早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 教授

産業

ICT基盤の更なる普及・発展を通じた産業の競争力強化

- **経済活性化**: 様々な産業におけるICTの導入・活用による新産業・サービスや付加価値の創出・生産性向上
- **社会的課題の解決**: 医療の高度化やスマートコミュニティによる省エネ化等による社会的課題の解決
- **便利な社会の実現**: センサーやビッグデータを活用した渋滞緩和や周辺情報の提供等、交通システムの高度化 等

消費者

ICT基盤の更なる普及・発展を通じた利用機会の確保、安心・安全の確保

- **地域の活性化**: ICT基盤の整備による地域への企業誘致、ICT活用による生活支援
- **安心・安全の実現**: 利用者がより安心して利用できるICT基盤の実現
- **オリンピック・パラリンピック東京大会への対応**: 公衆無線LANの利用環境整備等、訪日外国人が利用しやすいICT環境 等

新事業・新サービス

(6)利用機会が確保されるべきICT基盤の在り方

クラウド、ビッグデータ
セキュアネットワーク 等

M2M、センサー
IoT (Internet of Things) 等

光ファイバ
4K・8K等

スマートフォン、無線LAN
ウェアラブル端末 等

(5)利用者ニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現

(8)訪日外国人にとっても利用しやすいICT基盤の実現

固定通信

● 利用率の伸び悩み (整備率:97%、利用率:51%・固定系超高速ブロードバンド)

● 苦情相談の増加・高止まり

競争事業者

- 設備事業者
- サービス事業者

● 設備競争とサービス競争

NTT東西

- 設備シェア:85%
- サービスシェア:54% (固定系ブロードバンド)

(7)安心してICTを利用できる環境の整備

(3)超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化

● 移動/固定の相互補完

● サービス連携の進展

(4)市場の環境変化を踏まえたNTTグループへの規律の在り方

● 光ファイバ等の貸出

移動通信

● 過剰なキャッシュバック

● 料金の利用者ニーズとの乖離

MNO

- NTTドコモ
- KDDI
- ソフトバンク

● グループ化・寡占化の進展

● グループ内連携の進展

(1)グループ化・寡占化に対応した競争政策の在り方

● 無線ネットワークの貸出

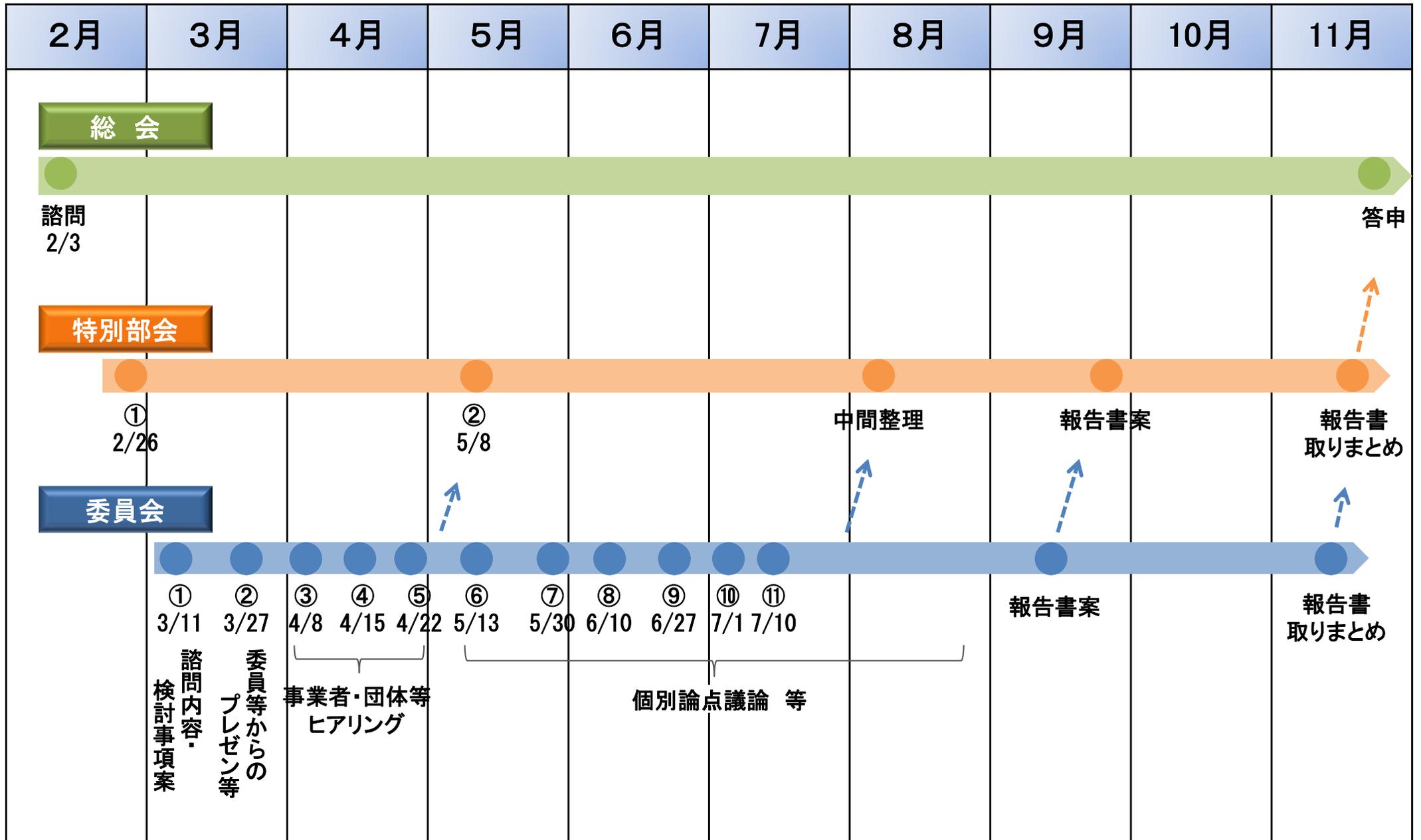
MVNO

- シェア:4%

(2)MVNOの更なる参入促進を通じた多彩なサービスの提供

ICT基盤

審議スケジュール



競争政策と電波政策との連携に関する議論

- MNOによる他のMNOの株式取得等により、モバイル市場は実質的に3グループに集約し、寡占化が進展。
- MNOのグループ化の進展により、MNOの事業展開に必要な電波についても、現在は、そのほとんどが3グループに割り当てられている状況。

移動通信事業者の変遷

契約数シェア 携帯電話・PHS・BWA

電波の割当状況

NTTドコモ

40.6%

NTTドコモ(携帯電話用) : 計160MHz

KDDI → H19出資 → **UQコミュニケーションズ**

持分法適用
関連会社

28.6%

KDDI 25.9%
UQコミュニケーションズ 2.7%

KDDI(携帯電話用) : 計110MHz
UQ(BWA用) : 計 50MHz

**ソフトバンク
(ソフトバンクモバイル)** → H22出資 → **ウィルコム** (連結子会社)

→ H22出資 → **ワイヤレスシティプランニング** (連結子会社)

→ H25出資 → **イー・アクセス** (連結子会社)

30.8%

ソフトバンクモバイル 22.7%
ウィルコム 3.5%
ワイヤレスシティプランニング 1.7%
イー・アクセス 2.9%

ソフトバンクモバイル(携帯電話用) : 計 90MHz
ウィルコム(PHS用) : 計31.2MHz
ワイヤレスシティプランニング(BWA用) : 計 30MHz
イー・アクセス(携帯電話用) : 計 50MHz

※このほか、地域BWA事業者が電波の割当てを受けてモバイルサービスを提供している。
※KDDIは国内会計基準、ソフトバンクは国際会計基準(IFRS)を適用している。

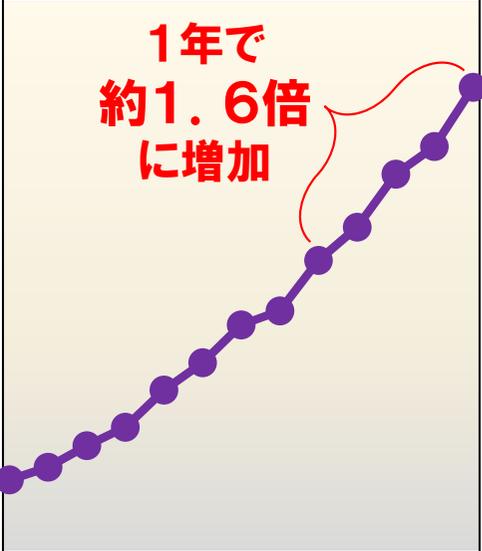
- MNOは、モバイル・トラフィックの急増に伴い、割当てを受けている電波の幅(周波数幅)が事業展開に重要な要素となっている。
- また、広い周波数幅を利用できる通信規格(LTE等)の普及や、異なる周波数の通信波を複数束ねて高速通信を実現するキャリアアグリゲーション技術により、使用する周波数幅によって通信速度等のサービス品質に差が出る状況となっている。
- これらに伴い、MNOによる他のMNOの株式取得等によるグループ化のほか、携帯電話とBWAやPHSを組み合わせた、グループ内での「電波利用の連携」が進展している。

電波の重要性の高まり

トラフィックの急増

月間平均トラフィック

1年で
約1.6倍
に増加



H22年度末 H23年度末 H24年度末 H25年度末

周波数幅に応じた高速通信

OLTEの例

周波数幅(MHz)	5	10	15	20
速度(Mbps)	37.5	75	112.5	150

○キャリアアグリゲーション



異なる周波数の通信波を複数束ねて広い帯域幅を確保し、高速通信を実現

「電波利用の連携」の例

提供事業者	KDDI	ソフトバンクモバイル	ウィルコム
利用端末(代表例)	GALAXY S5 (SCL23) 2014年5月発売	AQUOS Xx (304SH) 2014年5月発売	DIGNO DUAL 2 (WX10K) 2013年7月発売
電波の利用	3G/LTE	○ソフトバンクモバイル ○イー・アクセス	○ソフトバンクモバイル ※3Gのみ
	BWA	○UQコミュニケーションズ	○ワイヤレスステイプランニング
	PHS	—	○ウィルコム

【論点(1)-①】主要事業者のグループ化・寡占化の進展を踏まえ、活発な競争の実現や公正競争環境の確保の観点から、**多様なプレイヤーを確保することについてどう考えるべきか**。特に、**競争政策と電波政策との連携**についてどう考えるべきか。

【制度の現状】

- 電波の割当てでは、**参入機会の多様性の確保や新規参入の促進**の観点から、**申請者と3分の1以上の議決権保有関係にある者が同時に申請を行うことを禁止**してきたが、現在、グループ化の進展を踏まえ、「電波政策ビジョン懇談会」において「グループ性の扱い」について検討が行われている。
- MNOによる他のMNOの株式取得等、**事業者のグループ化に関する規律はない**。

競争政策(電気通信事業法令)

電波政策(電波法令)

**事業参入・
電波の割当て**

事業の登録
※一定の規模等を超える場合

開設計画の認定 ※新規の割当ての場合
参入機会の多様性の確保等の観点から、1/3以上の議決権保有関係にある者の同時申請を禁止
※現在、「グループ性の扱い」について検討中

**合併・
株式取得等**

合併等

事業者の地位の承継の届出(事後届出)
審査なし

免許人・認定開設者の地位の承継の許可

株式取得等

規律なし

規律なし

論点(1)-② グループ化に対応した規制体系の導入

論点(1)-③ 同一グループ内取引の透明性の確保

【論点(1)-②】主要事業者のグループ化やグループ内連携の進展を踏まえ、規制体系をグループ一体としてみる
ことについてどう考えるべきか。

【制度の現状】

- MNO間の相互接続やMVNOへの無線ネットワークの開放のルール(接続ルール)等を規律する**第二種指定電気通信設備制度**や、市場支配力を有する事業者に対する**禁止行為規制**は、対象となる事業者について、**事業者毎のシェア**を基本として判断している。

	制度の概要	基準	対象事業者
第二種指定 電気通信設備 制度	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、一定のシェアを占める者が有する 接続協議における強い交渉力・優位性 に鑑み、当該者の接続の公正性・透明性・迅速性等を担保するために、 接続約款の届出等を義務付ける制度	端末シェア10%超 ※事業者毎のシェアで判断	NTTドコモ KDDI 沖縄セルラー ソフトバンクモバイル
禁止行為規制	シェアが高く市場支配力を有する 事業者に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、 不当な競争を引き起こすおそれがある行為 について、あらかじめ禁止する制度	収益シェア25%超 の場合において諸事情を勘案 ※事業者毎のシェアを基本として判断	NTTドコモ

【論点(1)-③】グループによる寡占化やグループ内連携の進展を踏まえ、同一グループ内の卸電気通信役務等による取引の透明性の確保等の在り方についてどう考えるべきか。

【制度の現状】

- 「電波利用の連携」が卸電気通信役務等により行われる場合は、約款の届出義務はなく、**相対契約が可能**となっている。
 ※「電波利用の連携」は、卸電気通信役務の提供による場合のほか、ローミング等による場合も存在する。
 ※禁止行為規制の適用を受ける事業者は、同一グループ内の事業者等に対する不当に優先的な取扱い等が禁止されている。

①多様なプレイヤーの確保・電波政策との連携

- グループを一体とした制度にすべきとの事業者意見は妥当であり、合併・株式取得等に係るチェックと、二種指定におけるグループ性の考慮のいずれも導入すべき。
- M&Aは海外でも多いことから、競争に与える影響を見て、電波の返上や鉄塔を引き継がせない等のセーフガード措置を入れておくべき。
- 電波法と電気通信事業法は連携すべき。まずは電気通信事業法で大筋の方向を決めた上で、その理念や考え方にそって、両法により細部を決めていくべき。
- 電波は国民の資源であり、オークションを選択していない我が国において電波を使うことの意味を考え直す時期にある。電波の割当てによりビジネスを行う上で、より効率的に使うためには監視が重要。

②グループ化に対応した規制体系

- グループを一体とした制度にすべきとの事業者意見は妥当であり、合併・株式取得等に係るチェックと、二種指定におけるグループ性の考慮のいずれも導入すべき。(再掲)
- グループとして見るか否かは規制の目的によって異なる。二種指定はグループ単位でみるのが適切だが、禁止行為規制は、個社別の市場支配力を見るべき。

③グループ内の卸取引の透明性の確保

- 卸取引とユーザ向けサービスとの間には違いあり、この卸取引はほとんど相対契約になっているため、透明性を担保することが必要。